島根県　第４回　島根県LPガス価格高騰緊急対策事業

島根県内でLPガスをご利用の皆様を対象に使用料金の値引きや給付金の支給を行います。

値引き事業の詳細はコチラ

〈9月中の公開予定〉

〈10月１日開設予定〉
島根県LPガス給付金事務センター
TEL:0852-67-3604
9：00～17：00/土日祝を除く

島根県LPガス価格高騰緊急対策事業

制度1　［対象］出雲ガスをご契約いただいており、島根県内の一般家庭・飲食店等でガスメーターを通してLPガスをご使用の皆さま　※詳しくは下記をご参照ください。

制度2　［対象］島根県内の一般家庭・飲食店等（ガスメーターを通してLPガスをお使いの方）対象期間の総使用量が75㎥を超える方　※詳しくは裏面をご参照ください。

制度3　［対象］島根県内の工業・農業利用、露天商等ガスメーターなしでLPガスをご利用の皆さま　※詳しくは裏面をご参照ください。

制度1

出雲ガスをご契約いただいており、島根県内の一般家庭・飲食店等でガスメーターを通してLPガスをご使用の皆さま

お客さまによる手続きは不要です

2025年10月ガス料金から最大1,650円（税込）値引きします

値引きの方法　2025年10月分ガス料金(10月ご請求分)から、島根県の補助金により値引きを行います。(出雲ガスが島根県へ申請いたします)

値引きパターン①　請求額が最大値引き額 1,650円（税込）超の場合

請求月	値引き前請求額（税込）	値引き額（税込）	値引き後請求額（税込）
10月	4,650円	1,650円	3,000円

値引きパターン②　請求額が最大値引き額 1,650円（税込）以下の場合

請求月	値引き前請求額（税込）	値引き額（税込）	値引き後請求額（税込）
10月	1,250円	1,140円	110円

※値引きは繰り越しません。（※4参照）

※1　本値引きは10月分ガス料金をご請求するお客さまが対象となります。（都市ガスは対象外です）
※2　10月分の請求時までに解約をされたお客さまや、10月の新規ご契約者さまは値引きの対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※3　高圧ガス保安法及び質量販売でLPガスをお使いのお客さまは値引きの対象となりませんが、制度③で対象となる場合がありますので、裏面をご参照ください。
※4　値引きにより、請求額が「0円」になる場合、請求額を「110円（税込）」になるように値引きいたします。（翌月へ繰り越しはいたしません）
※5　料金の計算方法：ガス料金＝（基本料金+従量料金+設備利用料+リース料金+発行手数料）-値引き額　（すべて税込金額です）
※6　値引き対象は、基本料金、従量料金、設備利用料、リース料金、発行手数料となります。
※7　ご契約の料金表につきましては、当社ホームページにてご確認ください。
※8　本事業の実施に際して当社やLPガス協会などが個人情報や手数料を求めることはありません。

お問い合わせ先：出雲ガス株式会社　0120-21-0267［平日 9:00～17:00］　https://www.izumogas.co.jp/

制度 2

お客さまによる申請が必要です

一般家庭・飲食店等（ガスメーターを通してLPガスをお使いの方）

対象期間の総使用量が75㎥を超える方に給付金を支給します

お問合わせ・申請先は、チラシ下部に記載しております「島根県LPガス給付金事務センター」までお願いいたします。

給付金の対象者（※1）

LPガス値引き対象者で、2025年7月～9月 の
LPガス使用量の合計が75㎥を超える方（個人・法人等）

給付金算出方法（※2）

（対象期間の総使用量㎥-75㎥）×20円

（※1）複数のガスメーターをご利用の場合、ガスメーターごとに計算と申請が必要です。
対象条件は他にもありますので、詳しくはホームページをご確認ください。
（※2）一つのメーターにつき給付金の上限は180万円となります。

給付金申請受付期間 2025.10.1（水）～12.1（月）

オンライン申請は12月1日17：00まで受付
郵送申請は12月1日消印有効

※お問合わせ・申請先は、チラシ下部に記載しております「島根県LPガス給付金事務センター」までお願いいたします。

対象のお客さまには、10月中旬に出雲ガスより郵送にて「LPガス使用実績に係る証明書」をご案内いたします。

制度 3

お客さまによる申請が必要です

工業・農業利用、露天商等

ガスメーターなしでLPガスをご利用の方に給付金を支給します

お問合わせ・申請先は、チラシ下部に記載しております「島根県LPガス給付金事務センター」までお願いいたします。

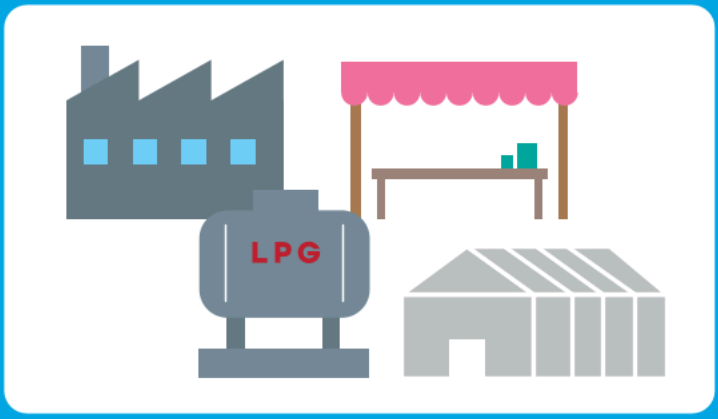

給付金の対象者（※1）

LPガス値引き対象者ではなく、2025年7月～9月
に島根県内で利用するためにガスボンベやタンク等でLPガスを購入した方（工業・農業・屋台等）

給付金算出方法（※2）

（各月の購入量㎥）×20円

（※1）工業・農業利用でガスメーターを通じてLPガスをお使いの場合もこちらの対象となります。
対象条件は他にもありますので、詳しくはホームページをご確認ください。
（※2）事業者が複数あっても1法人で購入量をまとめて計算・申請してください。購入量が0を超えて25㎥まではひと月あたり一律500円です。kg購入の場合は別途換算計算が必要になります。詳しくはホームページをご確認いただくか、出雲ガスへお問い合わせください。
（※3）給付金の上限はひと月あたり60万円となります。
（※4）算出された給付金の小数点以下は切り捨てとなります。

給付金申請受付期間 2025.10.1（水）～12.1（月）

オンライン申請は12月1日17：00まで受付
郵送申請は12月1日消印有効

※お問合わせ・申請先は、チラシ下部に記載しております「島根県LPガス給付金事務センター」までお願いいたします。

対象のお客さまには、10月中旬に出雲ガスより郵送にて「LPガス使用実績に係る証明書」をご案内いたします。

制度 2 3 の給付金申請方法

ホームページで詳細をご確認の上、申請書類・証拠書類・口座情報が確認できるものをオンラインまたは郵送にてお送りください。

お問合わせ・申請先 10月1日開設予定

島根県LPガス給付金事務センター　〒690-0887 島根県松江市殿町111 松江センチュリービル3F
TEL 0852-67-3604　9:00-17:00/土日祝を除く

※給付金の問い合わせ対応・申請受付や審査業務を実施するためのセンターです。

島根県LPガス価格高騰 検索 https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp/

〈9月中の公開予定〉